

事務連絡
令和4年11月1日

関係団体の長 殿

奈良労働局労働基準部
健康安全課長

改正石綿障害予防規則に係る周知用リーフレットの送付について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則については、令和2年に改正公布され、改正事項については、順次施行されているところです。その中で、「解体・改修等工事開始前に実施すべき石綿の有無の調査」については、令和5年10月1日より一定の要件を満たした「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があることとなっております。

今般、当該事項に関する周知用リーフレットについて、厚生労働省において作成されましたので、貴団体に別添同封のとおり、送付させていただきます。つきましては、傘下会員、事業場等に対する周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。